

令和 3 年 12 月 17 日

第 9 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

12月17日（最終日）

- 日程第1 議案第71号 南知多町指定金融機関の指定について
- 日程第2 議案第73号 南知多町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第3 議案第74号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第75号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第76号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第77号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 発議第7号 議案第77号南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議について
- 日程第8 議案第78号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第9 議案第79号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第80号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第81号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第82号 令和3年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 請願第5号 「年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第14 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治

11番 榎戸 陵 友

12番 石 黒 充 明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	中 川 昌 一
総 務 部 長	滝 本 恭 史	総 務 課 長	内 田 純 慈
防災危機管理室長	石 黒 俊 光	税 務 課 長	神 谷 和 伸
企画財政課長	滝 本 功	まちづくり推進室長	高 田 順 平
建設経済部長	鈴 木 淳 二	建 設 課 長	山 本 剛
産業振興課長	奥 川 広 康	水 道 課 長	坂 本 有 二
厚生部長	大 岩 幹 治	住 民 福 祉 課 長	宮 地 利 佳
保険年金室長	山 下 忠 仁	健 康 介 護 課 長	田 中 直 之
健康子育て室長	相 川 和 英	環 境 課 長	富 田 和 彦
教 育 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 茂 夫
学校教育課長	鈴 木 和 芳	社 会 教 育 課 長	森 崇 史
学 校 給 食 センター所長	山 本 剛 資	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保 美 保	主 査	小 坂 有 一
--------	---------	-----	---------

[開議 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

去る12月7日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1 議案第71号 南知多町指定金融機関の指定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、議案第71号 南知多町指定金融機関の指定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第71号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る14日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、知多信用金庫とした最大の利点は何か。答弁としまして、現在の指定金融機関では取扱いができない納付書について取扱いができるからです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第73号 南知多町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第2、議案第73号 南知多町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第73号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第73号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第74号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、議案第74号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第74号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件について、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第74号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第75号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、議案第75号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第75号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る10日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、町内で産科医療補償制度の補償を受けた件数は何件か。答弁としまして、町で実施している制度ではないため、把握していません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第75号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第76号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第5、議案第76号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(片山陽市君)

ただいま上程されました議案第76号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、軽減対象を小学生までに拡大した場合の影響額はどのくらいか。答弁としまして、試算していないため、影響額を把握していません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第76号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第77号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第77号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第77号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、第1段階及び第2段階を見据えた計画的な予算執行計画はあるか。答弁としまして、新校舎建設基本構想作成業務委託料を令和4年度当初予算に要求しています。予算執行計画については、既に作成している新校舎建設等に関する財政シミュ

レーションなどを基に検討していきます。

次の質疑としまして、中学校を統合することにより、跡地利用はどのように考えているか。答弁としまして、来年度以降、公共施設の再配置を検討していきます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

可決後、南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議を行う動議が提出され、主な質疑もなく、挙手多数により附帯決議を付すことに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第77号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第7号 議案第77号南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、発議第7号 議案第77号南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、片山陽市議員。

○4番（片山陽市君）

〔PDF 9 ページ〕

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、私、片山、榎戸陵友議員、藤井満久議員、内田保議員、森宏子議員。

賛成者は、山本優作議員、石黒充明議員、吉原一治議員、服部光男議員、小嶋完作議員、鈴木浩二議員であります。

決議文を読むことで説明とさせていただきます。

議案第77号南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議について。

議案第77号南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例では、令和5年4月に南知多町立内海中学校、南知多町立豊浜中学校、南知多町立師崎中学校及び南知多町立日間賀中学校を統合し、令和5年4月1日から施行しようとするものである。

そして、この条例は学校再編実施計画（以下「実施計画」という。）に基づいた改正であるものの、保護者や子どもたちには一抹の不安を抱えての統合となることから、本条例の施行に際し、保護者や子どもたちにとって不安も払拭し希望に満ちた統合となるよう、以下の事項を確実に履行することを強く求める。

記1. 内海、豊浜、師崎及び日間賀の4中学校在校生が統廃合までの間、学校生活を支障なく送れるよう特段の配慮をすること。また、篠島中学校を含めた学校間交流を積極的に計画し、全中学校が統合できるまで継続すること。

2. 子どもたちが統廃合に伴う通学費等、義務教育であることに鑑みて、現在と同様に保護者への費用負担は求めないこと。

3. 本条例決定後においても、保護者からの要望には誠意をもって柔軟に対応することとし、調整過程については随時議会に報告すること。

4. 実施計画後の各学校の跡地利用においては、各地域と協働で振興策を積極的かつ具体的に検討すること。

5. 新校舎建設には、実施計画に基づき計画的に推進し、子どもたちの目線に立って、わくわく感と、学んでよかったと思えるICTをはじめとした教育環境の充実が確かなものとなる学校運営を図ること。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。この際、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、質疑、討論なしと認めます。

これをもって終了します。

これより発議第7号の件を起立によって採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第10号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第78号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第78号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について。

質疑としまして、小学校再編事業費のシステム移設等委託料は、どのような内容か。

答弁としまして、新設のみさき小学校のシステム構築や大井小学校及び師崎小学校のデータ再構築、LAN配線工事、アクセスポイントの移設工事、パソコンやプリンターの設定変更等の作業です。

次の質疑としまして、中学校再編委員会の1人当たりの報酬額は幾らか。また、開催は何回を予定しているか。答弁としまして、1回につき、半島側の方は2,000円、両島

の方は3,360円を計上しています。今年度は2回の開催を予定しています。

住民福祉課関係について。

質疑としまして、身体障害者・身体障害児補装具費の増加件数と内容は何か。答弁としまして、19件の申請があり、主なものは補聴器が7件、車椅子が5件です。

次の質疑としまして、障害児通所給付費等の内容は何か。答弁としまして、放課後等デイサービス、児童発達支援、相談支援です。

健康子育て室関係について。

質疑としまして、今回の制度改正で児童手当の特例給付支給対象外は何人か。答弁としまして、20人程度と推計しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第78号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第78号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第9、議案第79号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(片山陽市君)

ただいま上程されました議案第79号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、給料の増額、職員手当の減額の理由は何か。答弁としまして、職員2名分の人事異動によるものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第79号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第10、議案第80号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第80号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、汚泥搬出回数が増えた理由は何か。答弁としまして、コロナ禍の影響で処理施設への流入水量が減少したことにより、一時的に浄化センター処理槽内の水質が悪化し、汚泥濃度が上昇したためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、

採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第80号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第11、議案第81号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第81号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、修繕工事の範囲と工期はどのぐらいで、影響する車両は昨年と同様に1階部分に移動するのか。答弁としまして、2階の南側部分のみ施工し、工期は準備工も含め、令和4年2月から3月を予定しています。影響する車両については、前回と同様を予定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第81号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第82号 令和3年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第12、議案第82号 令和3年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第82号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第51条の規定により、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第82号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 請願第5号 「年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、請願第5号 「年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました請願第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して各委員に意見を求めました。

意見としまして、医療・介護保険料の値上げなどにより可処分所得は減り続け、高齢者の貧困が深刻さを増す中、国民が安心できる年金となるように政府に改善を求めるとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、挙手少数でありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、請願第5号「年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

年金は減らさないほうがいいと、これは多くの皆さん方の様々な願いだというふうに思います。今やはり生活困窮は本当に日本全体に広がってきております。生きていくための基本、これについての特に請願の中にある4番の最低保障年金、このことは本当に大事な課題というふうになっております。最低保障年金制度は、高齢者の低年金を底上げし、無年金者をなくし、女性の低年金を改善するものです。そして、現役世代にも安心して暮らせる年金制度を引き継ぐ、こういう制度というふうになっております。

高齢者の世帯は今25から29%が家計にゆとりがなく心配であるとの生活状況があります。高齢者世帯の57.2%は年金だけで生活しております。生活保護世帯の52.2%も高齢者世帯となっております。国民年金だけの平均の老齢年金は、25年以上かけていても平均で、男性で5万4,014円、女性では5万15円。また、国民年金だけで、25年かけていないと、男性では1万9,107円、女性では1万8,969円、とてもこれでは生活できません。

全国の無年金者は約96万人になるというふうに言われております。特に女性の年金があまりにも低い状況があります。老齢年金の受給者、年金月額の内訳を見ますと、10万円未満の受給者の人は、男性が7.1%、女性が16.1%と女性の年金の低さは男性の2.3倍になっております。国民年金しかない受給者は、平均月額は5万764円、生活保護基準以下です。納付期限が25年未満の国民年金だけの受給者で月額4万円未満の人は、男性が16.9%、女性は79%であります。

安倍政権以降、年金月額は若い世代も直撃しております。7年8か月の安倍政権の年

金の実質6.4%減額されております。

菅政権でも、2021年度、年金の新改定ルールに基づき0.1%減額し、マクロ経済スライドで削減できなかった分を来年度、2022年度以降にキャリアオーバー、持ち越しされております。

また、政府の2019年財政検証が明らかにしたのは、年金減額が若い世代の年金をも直撃することであります。30年後には基礎年金が40%も減らされるという、そういう計画が上がっております。

2021年度以降、マクロ経済スライドが発令し、年金改定は4つのパターンで今施行されております。1つ目は、物価も賃金も上がった場合には、上げ幅の低いほうに合わせて改定。2つ目、物価は上がるが賃金は下がる場合、下がった賃金に合わせて改定。3つ目、物価も賃金も下がる場合は、より下がるほうに合わせて改定。4つ目、物価は下がり賃金は上がる場合は、下がった物価に合わせて改定する。要するに、物価や賃金がどうなっても年金は実質減額する仕組みでございます。

政府は2020年の年金改正法で、2022年4月から年金の受給開始年齢の幅を現在の60歳から70歳、そしてそれが60歳から75歳に延長しました。75歳まで繰り下げれば84%増額されると宣伝しております。しかし、健康寿命は男性が72.14歳、女性が74.79歳です。平均寿命も男性が81.25歳、女性は87.32歳です。繰下げをして多くの年金をもらおうと働き続け、やっと受給できると思ったら病気がちになる可能性が高くなります。

年金を減額せず、原則65歳から安心して暮らせる年金制度が必要です。ぜひ賛成よろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第5号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第14 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第14、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和3年第9回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 10時05分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 石 黒 充 明

署 名 議 員 森 宏 子